

令和8年6月10日

令和8年第3回
宮代町議会定例会議案書

〔議員議案〕

議案番号	件名	頁
議員議案第 2 号	宮代町議会委員会条例の一部を改正する条例について	1



議員議案第2号

宮代町議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法第112条の規定により、宮代町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年6月10日提出

提出者 宮代町議会議員

泉伸一郎

賛成者 "

田島正徳

" "

鈴木次男

" "

丸井栄一

" "

丸山妙子

提 案 理 由

資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の定数について、議員定数14人に対して10人では、本会議での結論を事実上拘束してしまう恐れがあるため、宮代町議会委員会条例の一部を改正したいので、本案を提出するものである。

宮代町議会委員会条例の一部を改正する条例

宮代町議会委員会条例（平成３年宮代町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１０人」を「６人」に改める。

附 則

この条例は、令和８年６月１０日から施行する。

宮代町議会委員会条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置) 第 6 条 (略) 2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第 2 項の規定にかかわらず、<u>6 人</u>とする。	(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置) 第 6 条 (略) 2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第 2 項の規定にかかわらず、<u>1 0 人</u>とする。